

歩行者事故防止運動

～ 横断歩道は歩行者優先 ゆずる思いやり 広がる交通安全の輪 ～

1 目的

減少傾向にあった歩行者事故件数が令和5年以降増加傾向にあり、歩行者の安全確保が重要な課題となっていることから、歩行者自身の交通ルールの遵守とともに、運転者の歩行者優先意識を向上させることにより、歩行者事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底
- (2) 横断歩道手前での徐行や横断歩道等における歩行者優先義務の遵守
- (3) 生活道路における法定速度の引き下げに関する周知啓発
- (4) 歩行者の交通ルールの理解・遵守と正しい道路横断方法の実践
- (5) 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の着用促進

3 実施事項

運転者は

- (1) こどもや高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さを理解し、こどもや高齢者を始めとする歩行者の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止するなどの運転を実践しましょう。
- (2) 横断歩道手前では徐行し、横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止して歩行者の横断を優先しましょう。
- (3) 信号機や横断歩道がない交差点でも、横断しようとする歩行者がいる場合は歩行者の横断を優先しましょう。
- (4) 交差点を右左折するときは、進路前方の横断歩行者に十分注意しましょう。たとえ信号に従って右左折するときでも、横断歩行者の有無に注意して走行しましょう。
- (5) 運転席から見て、右から左へ横断する歩行者は見落としやすいことに気を付けましょう。
- (6) 商業施設、飲食店、コンビニエンスストア等の付近を通過するときは、施設利用者の横断が多いことに注意し、速度を抑えた運転と横断歩行者保護を心掛けましょう。
- (7) 夕暮れ時は早めにライトを点灯するとともに、ライトはハイビームを基本として、こまめな切替えを実践し、歩行者を早めに発見することに努めましょう。
- (8) 令和8年9月1日から、中央線などがない生活道路の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられます。「生活道路は人が優先」という意識を持って、速度を抑えて走行しましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する時は、横断歩道を横断し、信号機のあるところでは信号に従いましょう。
- (2) 道路を横断する時は、手を上げるなどして、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全確認を徹底してから横断し、横断中も周りに気を付け、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- (3) 横断禁止場所や車両の直前直後横断、斜め横断はやめましょう。
- (4) 夕暮れ時や夜間は明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材用品やLEDライトを活用しましょう。
- (5) 歩きながらの携帯電話やスマートフォンの操作(歩きスマホ)は危険なのでやめましょう。
- (6) 過度な飲酒等による路上横臥(路上で寝込む行為)は死亡事故に直結し、非常に危険です。飲酒は適量を心がけ、路上横臥は絶対にやめましょう。

学校等では

- (1) 交通ルールを理解させ、交通ルールを遵守することにより交通社会に参加することを自覚させましょう。
- (2) 歩行者が運転者からどのように見えるのか自覚させ、反射材用品やLEDライトの必要性について教え、夕暮れ時や夜間の外出時は確実に身に付けることを習慣付けさせましょう。

- (3) 交差点では青信号で道路を横断するときでも、右左折の車が進行してくる危険性について教え、道路横断中の安全確認を励行させましょう。

地域・家庭では

- (1) 車両運転時の歩行者の保護と優先について話し合い、交通ルールの遵守を習慣化し、「守られるべきものが守られる交通社会」の実現を目指しましょう。
- (2) 横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、車は必ず一時停止することについて習慣化していきましょう。
- (3) 「ゾーン30」（注1）及び「ゾーン30プラス」（注2）区域や生活道路では、人優先の考えに基づき、歩行者を守るための安全な速度での運転を遵守しましょう。
- (4) 通園・通学時間帯の園児や児童に対する見守り活動を地域ぐるみで実施しましょう。
- (5) 夜間の外出時には、反射材用品や明るい目立つ色の衣服を着用するとともに、LEDライトを有効活用するなど、危険から身を守る行動について互いに声がけしましょう。
- (6) 「車の直前・直後の横断や斜め横断をしないこと」、「少し遠回りでも横断歩道・歩道橋を利用すること」を広報啓発しましょう。また、道路を横断しようとしている子どもや高齢者には声掛けを行い、安全な横断を誘導しましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催し、職場全体で歩行者の保護と優先の意識の向上を図りましょう。
- (2) 横断歩道で横断歩行者を妨害する行為の危険性について指導し、横断歩道に接近するときは、横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除いて減速し、横断しようとする歩行者がいれば一時停止することを徹底しましょう。
- (3) 歩行者保護のため、速度抑制を心掛け、安全な速度での運転を励行しましょう。
- (4) 通勤や仕事で通る道の「歩行者事故危険マップ」等を作成するなどして、歩行者保護の意識付けをしましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき「聖域」であることを運転者に周知徹底し、歩行者の保護と優先の運転が実践される交通環境をつくりましょう。
- (2) 各種広報媒体を活用し、歩行者事故防止と歩行者保護について広報啓発を推進しましょう。
- (3) 自治体及び関係機関・団体が相互に協働して歩行者保護誘導活動のための街頭指導等を積極的に実施しましょう。
- (4) 自動車教習所では、教習生に歩行者保護の運転を徹底するよう指導しましょう。
- (5) 自治体、関係機関・団体、警察、地域住民等による道路の共同点検を実施し、歩道や路側帯の設置及び改良、スムーズ横断歩道（路面を盛り上げた横断歩道）、歩車分離柵や街路灯の設置等の交通安全施設の整備など、歩行者が安心して歩行できる道路交通環境を確保しましょう。
- (6) 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果について周知し、自発的な着用を促す取組を推進しましょう。
- (7) 自治体及び関係機関・団体が協働して参加・体験型の交通安全教室等を計画的に開催し、「道路の正しい歩き方、横断の仕方」等の指導を実施しましょう。
- (8) 令和8年9月1日から、改正道路交通法施行令の施行により、中央線などがない生活道路の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられることについて、広報啓発を推進しましょう。

注1 ゾーン30

区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、抜け道としての利用を抑制する対策を組み合わせ、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保するもの。

注2 ゾーン30プラス

「ゾーン30」の対策に加え、狭さくやスラローム等の物理的な対策を組み合わせることにより、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を図るもの。



～「守られるべき者が守られる」交通社会の実現～ 横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき聖域です。